

第3子以降出産祝金について

1. 趣 旨

第3子以降の子を出産した保護者に対し出生を祝福するとともに、保護者の負担軽減を図るため祝金を支給するものです。

(令和4年度費用は、地方創生臨時交付金を活用 10/10)

2. 支給対象者

第3子以降の子が誕生した日の翌日以後の最初の7月1日及び1月1日を基準日とし、令和4年4月1日以降に第3子が誕生しており、町内に居住していること。また、第3子以降の子が誕生した時点で町外に居住していたが、その誕生の日から基準日までに転入していること。

- ・ 基準日から起算して町に3年以上定住する意思があること。
- ・ 18歳以下の子で第3子以降の子と同一世帯に属していること。
- ・ 当該世帯に属するすべての者が町税等（町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税）及び保育料の滞納がないこと。
- ・ 生活保護受給世帯に属していないこと。

3. 支給額

児童一人当たり 一律 20万円

4. 申請時期

令和4年4月1日～令和4年6月30日生：令和4年7月中または令和5年1月中
令和4年7月1日～令和4年12月31日生：令和5年1月中または令和5年7月中
令和5年1月1日～令和5年6月30日生：令和5年7月中または令和6年1月中

5. 対象者見込み数

令和3年度出生者（360人）のうち、第3子以降 66人

令和4年度第3子以降見込数 66人×9/12+5人≒55人

(令和4年度分は令和4年4月1日～令和4年12月31日出生者のため9ヵ月分)

6. 予算積算額

事業費（祝金）：200,000円×55人=11,000,000円

事務費（郵便料）：84円×55人×3回=13,860円

7. 実施期間

令和4年4月1日～令和8年3月31日

8. 周知方法

出生届、転入届、4か月健診等の際に周知するほか、対象と思われる人には、申請時期に合わせて直接通知します。

町ホームページへ掲載、あみメール配信

広報あみ7月号お知らせ版（7月8日発行）へ掲載

9. 問い合わせ先

阿見町保健福祉部子ども家庭課 担当：遠藤、大塚

電話 029-888-1111（内線 115、118）